

評議員選任・解任委員会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人ひなた未来創造ファンド(以下「この法人」という。)の定款第12条の規定に基づき、評議員選任・解任委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第2条 委員会は、次に掲げる職務を行う。

- (1)評議員の選任又は解任に関する提案の内容を審査すること。
- (2)評議員会の議決を経て選任又は解任される評議員の候補者の選定を行い、評議員会に推薦すること。

(構成)

第3条 委員会は、委員3名以上をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、理事会の承認を得て、代表理事が委嘱する。

- (1)この法人の監事1名以上
 - (2)外部有識者(この法人の役員又は職員以外の者)1名以上
 - (3)この法人の事務局員(または理事)1名以上
- 3 評議員及び評議員の候補者は、委員になることができない。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(選任及び解任の基準)

第6条 委員会は、評議員候補者が次に掲げる基準を満たしているかを確認し、公正かつ客観的に選定を行わなければならない。

- (1)この法人の理念に賛同し、公益目的事業の遂行に必要な識見を有していること。
- (2)法令及び定款に定める欠格事由に該当しないこと。

(3)特定の理事、特定の親族等の支配を受けず、独立して職務を遂行できること。

(除斥)

第7条 委員は、自己又は自己が密接に関係する団体に係る選考には加わることはできない。

(報酬等)

第8条 委員の報酬等は、無報酬とする。ただし、職務の執行に伴う費用弁償については、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程を準用する。

2 この法人は、委員がその職務の執行に当たって負担した費用(交通費等の実費)を弁償することができる。

3 前項の費用弁償については、別に定める「旅費規程」を準用する。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則 この規程は、令和8年1月29日から施行する。